2　期日調書には、裁判所書記官が記名押印し、調停主任が認印しなければならない。
3　前項の場合において、調停主任に支障があるときは、裁判所書記官がその旨を記載すれば足りる。

第二十一条から第二十四条までを削る。

第二十条中「第七条、第八条、第八条の三及び第九条から第十六条（第十二条第三項を除く。）まで」を「第六条、第八条及び第十条から第十八条まで（第十三条第一項を除く。）」に、「第八条の三及び第十一条ただし書」を「第十条から第十二条までの規定」に、「あるのは」を「あるのは、」に改め、同条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とする。

第十五条から第十七条までを削る。

第十四条を第十八条とし、第十三条の二を第十七条とし、第十三条を第十六条とする。

第十二条の三第一項中「第十二条第二項」を「法第二十二条において準用する非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五十一条第一項又は第二項」に改め、同条を第十五条とし、第十二条の二を第十四条とする。

第十二条の見出しを「（事実の調査）」に改め、同条中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、第四項を第二項とし、第五項を削り、同条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

第十二条　期日調書の実質的記載事項）

期日調書には、手続の要領を記載し、特に、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

一　申立ての趣旨又は紛争の要点の変更、申立ての取下げ及び法第十六条の合意
二　法第十三条又は第十四条の規定による事件の終了
三　証拠調べの概要
四　調停主任が記載を命じた事項及び当事者の請求により記載を許した事項
五　書面を作成しないでした裁判

第二十五条中「第十八条第二項」を「第十八条第四項」に、「失つた」を「失った」に改め、同条に次の二項を加える。

2　調停の申立ての取下げがあったときは、裁判所書記官は、その旨を相手方に通知しなければならない。
3　法第十七条の決定がされた後に調停の申立ての取下げがあった場合において、相手方が申立ての取下げに同意したときは、裁判所書記官は、その旨を申立人に通知しなければならない。

第二十五条を第二十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

（受訴裁判所等に対する通知）

第二十三条　法第二十条第二項の規定により訴えの取下げがあったものとみなされるときは、調停事件の係属した裁判所の裁判所書記官は、受訴裁判所に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

2　前項の規定は、法第二十条第四項において準用する同条第二項の規定により非訟事件の申立ての取下げがあったものとみなされる場合について準用する。

（非訟事件手続規則の準用）

第二十四条　特別の定めがある場合を除いて、調停に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続規則の規定を準用する。ただし、同規則第四十四条及び第四十九条第二項の規定は、この限りでない。

第二十六条及び第二十六条の二を削る。

第二十七条中「第十二条第五項の規定によりその例によることとされる民事訴訟に関する法令」を「前条において準用する非訟事件手続規則」に改め、同条第一号中「第六条第一項」を「第五条第一項」に、「第十四条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同条第二号中「第六条第四項」を「第五条第四項」に、「あつて」を「あって」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　前条において準用する非訟事件手続規則の規定において裁判所が行うものとして規定されている権限であって民事調停に関するもの

第一章第二節中第二十七条を第二十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（民事調停官の除斥等）

第二十六条　民事調停官の除斥、忌避及び回避については、非訟事件手続規則第八条から第十条までの規定を準用する。

第二章第一節中第二十七条の二を第二十七条とする。

第二十八条第一項ただし書中「第四条第一項本文」の下に「又は第二項」を加え、同条第二項中「第二十条」を「第二十条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）」に、「同条」を「同条第一項の規定により若しくは非訟事件が係属している裁判所が同条第四項において準用する同条第一項」に改める。

第二十九条第一項中「何時でも」を「いつでも」に改める。

第三十三条中「第十八条第二項」を「第十八条第四項」に、「失つた」を「失った」に改める。

第三十四条中「第二十七条の二」を「第二十七条」に改める。

第三十六条第一項中「なつた」を「なった」に改める。

第三十七条第四項中「期日」を「調停手続の期日」に改める。

（家庭裁判所調査官補の職権の特例に関する規則の一部改正）

第六条　家庭裁判所調査官補の職権の特例に関する規則（昭和二十九年最高裁判所規則第六号）の一部を次のように改正する。

本則第一項中「家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）第二十三条に掲げる家庭に関する事件の」を「家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百七十七条第一項の規定による」に、「あたる」を「当たる」に改める。

（借地非訟事件手続規則の一部改正）

第七条　借地非訟事件手続規則（昭和四十二年最高裁判所規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次及び第一章の章名を削る。

第一条を削る。

第二条中「手続」を「借地借家法（平成三年法律第九十号。以下「法」という。）第四十一条の事件の手続」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同条を第一条とする。

第三条の見出し中「方式」の下に「・法第四十一条」を加え、同条第一項中「よつては」を「よっては」に、「あつて」を「あって」に、「よつてする」を「よってする」に改め、同条を第二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（参加・法第四十三条等）

第三条　法第四十一条の事件の手続における非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二十条第二項（同法第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の書面には、当事者及び利害関係参加人の数に応じた当該書面の写しを添付しなければならない。

2　前項の事件の手続における非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）第十五条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、非訟事件手続法第二十条第二項（同法第二十一条第三項（同条第一項の規定による参加の申出に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の書面の写しを送付する方法によってする。

3　第一項の事件について非訟事件手続法第二十一条第二項の規定による参加の許可の裁判があったときは、裁判所書記官は、非訟事件手続規則第十五条第三項の規定による通知をするほか、当事者及び利害関係参加人（同法第二十一条第二項の規定による参加の許可の申立てをした者を除く。）に対し、同法第二十一条第三項（同条第二項の規定による参加の許可の申立てに係る部分に限る。）において準用する同法第二十条第二項の書面の写しを送付しなければならない。

4　法第四十三条第二項の書面には、当事者、利害関係参加人及び同条第一項の規定による参加の裁判を受ける者となるべき者の数に応じた当該書面の写し並びに法第四十一条の事件の手続に参加する者が当事者となる資格を有する者であることを明らかにする資料を添付しなければならない。